
令和3年 第7回 球磨村議会定例会会議録(第7日)

令和3年9月8日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第3号)

令和3年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問について
- 日程第2 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第3 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問について
- 日程第2 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第3 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員(9名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 板崎 壽一君 | 2番 東 純一君 |
| 3番 犬童 勝則君 | 4番 小川 俊治君 |
| 5番 高澤 康成君 | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 多武 義治君 | 9番 田代 利一君 |
| 10番 松野 富雄君 | |
-

欠席議員(1名)

- 6番 舟戸 治生君
-

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健 書記 山口 隆雄

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	永椎樹一郎君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	上薮 宏君	会計管理者	假屋 昌子君
教育課長	高永 幸夫君		

午前10時00分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。傍聴の方、本日もお越しいただき、ありがとうございます。

本日は、出席議員の数が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問について

○議長（多武 義治君） それでは、日程に従い、日程第1、一般質問を行います。

4番、小川俊治君。質問時間は60分です。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

昨年の7月豪雨から1年が経過をいたしました。住民のこれからの生活に安心と安全、安定が届けられているのでしょうか。復興、とりわけ住まいや生活、そして道路など住民との合意が整えば、早ければ早いほうがいいわけですが、5年後、または10年後、それ以上かかるものもあると思います。しかし、まだまだ本当に住民に対する安心が本当に届けられているのか、まだまだの感じがするというふうに思っております。

なぜこういう状況にあるのか。執行部も国の政策が遅いとか、あるいは県の対応が不十分だとか、そういうことだけでは済まされない、あまりにも他人事のような対応では、そういうふうに映っております。一方的な言い方にはなりますけれども、執行部も一生懸命努力し、対応されているというふうに思いますが、住民に安心感を与えるという意味では少し弱く、前に進んでいる

ようには思えません。

復興計画と復興まちづくりは、復興に向けての両輪ともいえる関係にあるというふうに思います。復興計画が住民の間に共有できているのかどうなのか。復興まちづくりの目指す目標、姿が明確になっているのかどうか、このことがしっかり根付いていないと、これから先の復興については甚だ停滞をしてしまうという側面があるというふうに思っております。

今後の復興については、計画に基づく復興まちづくりの計画の策定、そのことによって地域住民と行政が協議し、修正を繰り返しながら納得の上、合意していく、そういった道筋が立っていないかなければならないというふうに思います。

そこで幾つか質問をいたします。

復興まちづくり、今組織としては地域別協議会という組織を立ち上げて開催をされております。この開催状況と、その中で出された特筆できる発言、あるいはその発言の中で復興計画の見直しに直結するものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

次に、この1年の人口減少。

昨年の10月の国勢調査の結果が6月に出されました。大変な減少幅になっております。想像以上の減少ではなかったかというふうに思います。ただ、村内以外の避難所に避難をされている方、あるいはみなし仮設に入っている方がおられましたので、当然その方も村に帰ってきておられるし、また今後帰ってこられるかと思いますが、直近の人口数について、もし調査がされていれば教えていただきたいというふうに思います。また、減少につながる原因について、分析をされておればぜひ教えていただきたいと思います。

復興計画を実施をし、軌道に乗せるためには、当然財政の確保が必要となります。前提となります。そこで、これからの財政運営についてどのように進められるのか、財政の確保に向けての取組についてお伺いをいたします。

再質問については質問席より行います。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまの小川議員の質問についてお答えをいたします。

まず、復興計画と復興まちづくり計画についてでございますが、今年3月に令和2年7月豪雨からの復興に向け、復旧復興を着実に進めていくための施策の実施方針や地域別の復興まちづくりの方向性を示します球磨村復興計画を策定いたしました。

策定後の3月下旬には各地区で村づくり懇談会を実施して、計画推進に向け、地域別協議会の立ち上げをお願いしており、4月には防災ブロック会議のメンバーを中心に5つのブロックごとに集まっていただき、協議会を運営するに当たり、まずは地区割りや体制について意見交換させ

ていただいたところです。

地域別協議会は、地域づくりや避難方法などの対話の場とともに、地域の方々のまちづくりの意向を集約する重要な役割を果たす組織となり、協議会の運営はあくまでも村民主体ですが、優先的に解決したい課題もあることから村も一緒になって取り組んでおり、説明会形式ではなく、地域の課題や今後の村づくりについて村民の方と行政が一緒になって考えていく場として活動しております。この地域別協議会の意見を集約して、今年度中に復興まちづくりをまとめることとしております。

つまり、復興計画は行政が中心となって復旧復興に向けた基本理念や基本方針など目指すべき姿を示す計画書であり、一方で、復興まちづくり計画書は復興計画の方針等に基づいて、地域住民が主体となって住まい、暮らしの再建などを中心に地域が抱える課題や将来像、ハード・ソフトの両方の事業等を具体的に示した地域、地区別のまちづくり計画書となります。したがって、復興まちづくり計画の進展に伴い、復興計画を見直すというような関連性は生じないということになります。

復興計画は令和5年度までの計画としており、令和6年度以降は、総合計画における後期基本計画に一本化することを前提としており、復旧復興の進捗状況を踏まえ、策定していくこととなります。

次に、地域別協議会の開催状況についてですが、神瀬全体を一つのブロックとした神瀬地域協議会をはじめ、山口地区、地下地区、今村地区、島田地区、茶屋地区、峯地区、7つの協議会が立ち上がり、最優先課題の安全な宅地の整備について話し合いがなされております。このほか小川班、舟戸班から立ち上げに向けた相談があったことから、地域別協議会の概要説明を実施しております。

渡地区では、峯の尾緑居住エリアは、場所として国道沿いで利便性はいいが、かさ上げの高さが焦点となり、今次洪水痕もしくはL2までのかさ上げをすべきとの声がある一方で、周辺にお住まいの方々からすると、一勝地団地以上にかさ上げしてもらいたくないなどの意見がありました。

山口、栗林、峯、塚の丸居住エリアは高台となることから安全ではあるが、交通の便が悪いとの意見もありました。あわせて両エリアや峯地区から避難路整備案も提案がっております。

なお、復興計画に掲載している候補地以外に、小川の尋常小学校跡地や峯地区内の空き地、城山などを宅地の候補にできないかなどの意見もありました。これまでの地域別協議会での意見を踏まえて、村で整備する安全な宅地としては、山口居住エリアは高台で安全性が確保できますし、比較的平地であることから、先行して整備していくこととして令和5年中の供用を目指し、造成後は分譲地だけでなく、村所有の住宅に入居されていたときに被災された世帯で災害公営住宅を

希望される世帯のうち、所得制限で入居できない世帯のために災害復旧の意味合いもありまして、村有住宅の建設を計画しております。ただし、これまでのような一戸建てでの建設は予定しておりません。

峯居住エリアについては、将来を見据え、治水事業後には今次洪水規模の水害に対して、より安全となる見込みであることから、堤防の高さでのかさ上げを実施予定で、治水事業の進捗に応じて整備スケジュールを検討していくということで説明しております。

8月21日の説明会を受けて、山口地区、地下地区、今村地区の2回目となる地域別協議会がそれぞれ開催され、渡地区の復興まちづくり案に関する意見交換や住宅の再建について話し合いが行われております。なお、渡地区においては将来を見据え、総合運動公園内において、被災した渡小学校と千寿園の再建とともに、防災拠点としての整備を計画しているところです。

次に、人口減少による復興計画への影響についてお答えいたします。

6月に公表された2020年国勢調査の速報値では、球磨村の人口は2015年の前回調査から34.1%減の2,438人で、減少率は全国の市区町村でもっとも高くなっておりました。国勢調査では、住民票などの届出場所に関係なく、10月1日現在、普段住んでいる場所で調査することとなり、3か月以上住んでいる場所での調査となります。

減少した大きな要因といたしましては、昨年の7月豪雨の発生により、基準日の10月1日を越えるまでの期間、人吉第1中学校と旧多良木高校避難所を含め、村外の施設や親戚宅などに避難されていることによるものと思われまます。避難等の状況から2020年国勢調査の本村人口が減少することは予想していたところです。

国勢調査人口が算定の測定単位として用いられる普通交付税交付額への影響も懸念しておりましたし、普通交付税交付額の減少対応として、本村から地方交付税の算定方法に関する意見を総務省へ提出したところであります。

令和3年度の普通交付税交付額は8月3日に決定されましたが、本村への交付額は19億8,932万円で、前年度からしますと1億6,598万8千円の増加となりました。算定の測定単位として用いられる国勢調査人口は、令和3年度算定分から令和2年調査へと変更され1,260人の人口が減少となっておりますが、人口減少が交付額の急激な減少を抑制するために算定に用いられる急激補正係数が適用されたため、交付額が増加したと考えているところです。

なお、令和4年度以降の交付税額算定については、急激補正係数の影響が年々小さくなると予測されるため、算定方法の特例措置を求める意見を再度総務省へ提出することとしております。

次に、復興事業に関する財政運営についてですが、災害発生以前から本村の財政状況は厳しいと申しておりましたが、令和2年度において歳入実績から基金への積立ても行いました。しかし、今後の復興に向けた財政運営に余裕ができたかという点については、依然として国県の動向に左

右されやすい状況であり、財政状況に変わりはないところです。

今後、復興事業については復興計画に沿って進める予定としておりますが、国県の補助金や交付金措置率の高い地方債を活用し、財政負担が小さくなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、地方債の活用については、交付税措置があるものの性質上は借金であることに留意しながら、将来に過度の負担を残すことのないよう心がけてまいります。

一例として、今回の定例会に上程しております一般会計補正予算書の中にもお示ししておりますが、災害公営住宅の建設については、国の補助金と地方債を活用する予定であります。また、今後の令和2年7月豪雨災害により被災した公共施設の再建については、住民の方々のご意向をお聞きし、早急に整備が必要な施設等、地域の実情に合った施設整備が必要と考えておりますので、事業実施については財源の確保を図りつつ、計画的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 答弁いただきましたけれども、復興計画と復興まちづくり、目指す目標、目指す姿は大いに異なると、村長答弁のとおりだというふうに思います。というのは、地域別協議会が始まった当初、復興まちづくりのパンフレットをいただきました。この中にも詳細に書いてあります。ただ、地域別協議会で出された意見が復興計画の見直しに直結をしないという判断はちょっとどうなのかないうふうにとっております。

というのも、いわゆる復興まちづくり、住民主体の復興まちづくり、地域別協議会の論議の中心を何を話し合えばいいのかなと、そういう論点を整理したものになっているのか、どうもその辺があやふやになっているような感じがいたします。そのことと裏腹に、いわゆる復興まちづくり協議会の意見は、復興計画に直結するものばかりです。私はそういうふうに思っています。

ですから、復興まちづくりに対する執行部の住民には、村としてはこういう復興計画があります、皆さんと共有しなければなりません、こういうキャンバスを用意しますから、これに皆さん方がしっかりと絵を描いてくださいよという、そういう投げかけが非常に弱い。ですからなかなか前に進んでいかないし、安心感が弱いというふうに思っております。それについてはもう一回、考え方を示していただきたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

今まさしく小川議員が言われるように、まちづくり計画というのは復興計画を基に、具体的なところを住民の方にお決めいただきたいといいますが、提案をしていただきたいというスタンスで進めているところです。ですから、今小川議員が言われるような、まさしくそのとおりのこと

をやっていると思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 先ほど申し上げましたように、早急に取り組まなければならない課題、あるいは五年後、十年後に係る課題、いろいろあるというふうに思います。しかし、住民の意見が課題に対する意見として、復興まちづくりが前に転がっていくような状況は今ないというふうに私は思っておりますので、そういう意味で、じゃ復興計画が住民の皆さんと共有できているのかどうなのか、そこをしっかりとしていかなければならないというふうに思っております。

そこでちょっと具体的にになりますけれども、各課の中で今後、復興計画を進める上で、じゃ復興まちづくりの場で論議をしていただきたいものがあるとするならば、どういうものがあるのか。ちょっとここで急々ですけれども、考えておられることについてお示しをいただければと思います。

まず、暮らしの部分です。子育て、教育環境の再生と安心して守れる環境づくり、この計画を進める上で、より具体的なまちづくりの中で論議をしていただきたいもの、村としてはどういうふうに働きかけをするのか。今考えられている部分だけで結構ですからお示しいただければというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 教育課長、高永幸夫君。

○教育課長（高永 幸夫君） まず、教育委員会のほうでは昨年の7月4日の豪雨災害を受けまして、教育環境が大きく変化をいたしております。特に渡小学校が大規模な災害を受け、現在、一勝地小学校の敷地内で仮設教室を設置して、そこで学んでおります。

今の教育環境は非常にあまりよくないので、少しでもよくなるように、今後、球磨中学校のほうに少しグレードのよい新仮設校舎を建設させていただいて、教育環境の改善を図るという取組をしておりますし、この災害を受けて、渡小学校、一勝地小学校、球磨中学校、合わせて何らかの支障が来ておりますので、村内の小中学校の教育環境の在り方というのを再編計画検討委員会の中でもいろいろご協議いただいて、今練っていただいているところでございます。そういったところで、教育環境の改善というのを早急に図る必要がある。

あわせて、子育て世帯につきましては、やっぱり応急仮設住宅、それからみなしで、そういった環境の中で生活をされております。やっぱり慣れない狭い生活環境の中で、保護者の方もいろんなストレスを抱え、それが子どもたちのストレスにもつながっているというところもあるようでございますので、保護者に対する心のケアの充実、それから児童生徒に対する心のケアの充実というのも今現在、発災以後行っているところでございます。

心のケアの充実につきましては、講師を招聘いたしまして保護者向けの研修会も実施しており

ますし、児童生徒向けにつきましては、ソーシャルワーカー等を配置いたしまして、児童生徒に寄り添ったところで心のケアを今行っているところでございます。喫緊の課題は今ご説明したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 次に、絆の部分で、保健福祉・医療の充実、この項目がございしますが、これを進める上で、じゃ地域の皆さんがどういうところについて論議をすればいいのか。もし今考えられている部分で何かございましたらお示しいただきたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 保健福祉課長、大岩正明君。

○保健福祉課長（大岩 正明君） 保健福祉課のほうで今一番復興対策に取り組まなければならないという問題点につきましては、絆の2の4、保健福祉・医療の充実ということで、拠点整備ということで掲げております。

こちらにつきましては、被災しました千寿園、こちらのほう今現在、仮設のほうで運営を行っておりますけれども本設を目指した運営で、今後、千寿園のほうでは被災した場所にはもう再建しないという意向を表明されまして、現在、公費解体で建物のほうも解体中でございます。

要援護者になりますけれども、そういった方たちが入所する施設として、水害、それから土砂災害、そういったところの被害のおそれのない安全な場所に整備したいという千寿園の意向もございします。まだ場所については確定しておりませんが、本設に向けて着実に今後検討を進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） まず、教育環境の整備の関係で、その今の渡小学校の跡地の問題もありますし、そこで開校するののかどうなのか分かりませんし、また千寿園についても、もう今の仮設でできる期間もそう長いことではないというふうに思えます。

ですから、住民に示す考え方だけぐらひは、もうある程度、学校も千寿園もまとまっていないと、じゃ住民の皆さんが安心して話を進められるかという、まだまだ疑心暗鬼の中でしか進んでいないというのが現実ですから、その辺のところ考え方があれば、やっぱり示していく方向がいいんじゃないかと私は思いますので、もう一回お願いしたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

私の答弁の中に渡小学校、そして千寿園さんの再建については本日、運動公園内、将来を見据えたところで安心、安全に運営していただくためにも、運動公園内に再建するという事で村と

しては進めていかせていただきたいということで先ほど説明をさせていただきました。そして明日、渡地区の説明会においてもその件は説明していきたいと思えます。

村としましては、そういうふうの一つ一つ今後いろんなことが決まってくと思えますので、それをもちろん議会、そしてその後には住民の方へとできるだけ早く示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） これ以上具体的にどこどこというところが出ないのかなというふうに、ちょっとこれから先のスケジュールを考えたときに、ちょっとまだ弱いかなという感じがいたしますけれども、それはそれとして、今後、住民が本当にまちづくりに向けて、しっかりとやっぱり話ができる、そういうものについて、より具体的に提示できるようなものをぜひ今後検討いただきたいというふうに思っております。

次に、人口減少がかなり大幅な減少率として出てまいりました。昨年10月の国勢調査ですから、水害後、先ほども私のほうからも言いましたし、村長の答弁の中にもありましたように、まだまだ流動的な部分はいっぱいあるというふうに思えます。

ただ、やっぱりどうしても球磨村に現状ではやっぱり住めないという方々も多くおられるというふうに思うんですね。その分析をやはりしっかりした上で、今後の人口ビジョンも考えていかないと、いや単なる減った減ったじゃですね、これはまた本当に何をしたいのか分からんようになってしまいますので、そこはしっかりとやっぱり分析のほうをお願いをしたいというふうに思えます。

そこで今後の村の創造的復興という意味からすれば、少しシビアといいますか、かなり神経を使わなければならないことで、具体的にそれが動いていくのかどうなのか分かりませんがコンパクトシティですね、例えば、神瀬、一勝地、それから渡、それぞれ球磨村の場合は支流に沿った急峻なところに点在をするという状況がございます。これは本当に球磨郡の中でも特殊などうか、そういう状況の中で球磨村はこれまできました。

しかし、昨年水害で、完璧にというか、本当に今後どうなるのかということを見ると、もう少し大胆な政策といいますか、かなり神経は使いますが、そういうものが打ち出せないのか、お考えがあればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

コンパクトシティの件につきましては、恐らくもうずっと以前からの球磨村にとっては課題であろうと思っております。前、議会の折に、すみません、今話したかもしれないと思ったんですけど

ど、山のほうに住んでおられる方にそういう話を私もしたことはありますけれども、やっぱり自分の家に住み続けたいと言われる方がほとんどであります。

ただ、これは時間がたつと、あと恐らく10年、20年たつと、自然とコンパクトシティのような形に、小さい集落は人が集まらなくなって、少しずつ集落が減ってくるのかなという、そういう思いはございますけれども、その件については今私の頭の中にはっきりしたものがあるものではございません。ですから、これにつきましては、本当に丁寧に皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 質問もそういうもので、ちょっとばかり私も住み慣れた土地に、生まれ育った土地にずっとそこで住みたいという、その気持ちはもう本当に分かるんです。分かるんですけれども、この災害後、変化といいますか、生活に関する変化が生じておれば、そこでやっぱり村としての思い、それから住民の方の思いもしっかりマッチングさせながら、できればそういったやっぱり思いの変化もあるかというふうに思いますので、そこ辺は今後、地域別協議会あたりも、その中でも話ができるというふうに思いますので、その辺についてはぜひ引き続き考えていただければというふうに思っています。

そこで、確認になりますけれども、先ほどの答弁にありました渡の尾緑地区の今土砂の仮置場になっておりますけれども、ここについて、堤防の高さで居住エリアで整備をしていきたいということについて、ちょっと確認の意味で伺いたいというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 峯の尾緑地区の宅地整備というふうな形のご質問でございましたけれども、今ご承知のように尾緑地区につきましては、河川改修の残土置場ということで、3年だったでしょうか、借地契約が国のほうでなされまして、今順次廃土が入っているところでございます。

復興を考える中で、安全な宅地の候補地という形で、年明けにアンケート調査をしたときに、そこも候補地ということでお示したところでございます。その後、国の治水対策等が明らかになる中で、当該その渡地区につきましては、地下、今村、山口がその遊水地の候補地ということで今進められているところでございます。

その国の治水対策の考え方の中では、昨日もお話をしましたとおり、流域治水、全てその対策が完了すれば、昨年7月の豪雨のその雨量に対しましては、今回の堤防は越水をしないというような方向性が示されているところでございます。

ですので、実際的なその直接的な治水としましては、何ら対策は打たれない。遊水地はあくま

でそれから下流域に対応するような施策でございますので、そうした中で今現状では、また改めてあのような雨が降れば、同じような越水をしてしまうというような状況でございます。

ただ、十年なのか十五年先なのか、ダムも含めて治水対策が完了すれば、昨年の水害に対しましては対応できて越水をしないという形になりますので、先ほど村長が答弁をされましたように、より安全性が保たれるということでございますので、その治水対策が完了した暁には、今次洪水には昨年7月の水害には対応ができるということでございますので、そこでより安全性が確保できるということで、その将来に向けてそこを堤防高までは今の残土も利用しながら、まだ用地交渉等は今後の話になりますけれども、村としましてはそこを宅地の候補地という形で整備をしまして、今後に向けて活用を検討していきたいというような状況でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 球磨川の流域治水がまだまだしっかりと定まっていない状況の中で、堤防の高さで居住エリアとして整備をするというのは、少しどうかというふうに思っておったんでちょっとお尋ねしたんですけれども、これらはまだまだ先の話だということで受け止めていいんですかね。それとも、もう村としてやはり用地交渉も含めて進めていくのか、その辺についてもう一回伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 実際にそう進めていくのかというような話でありますけれども、村としましては、昨日答弁をしましており、まずは先行しまして栗林の塚の丸のところを詰めさせていただきますと思っています。

その後、その治水の進捗状況を見ながら峯のほうもと考えておりますが、今はその地域別協議会、各地区で進めている中では、それぞれ地元の方々からも、もうできるだけ急いで峯についてもというようなお話も伺っているところでございます。そういった声がもし強いようであれば、そこを急ぐというようなことも考えないといけないとは考えておりますし、そこら辺はその地域別協議会のご意見も踏まえながら、今後その詳細にスケジュールは、その事業を何をもってくるかというところもございますし、そういったもろもろを含めまして、地域の皆さんとのお話もしながら確定をしてみたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 次にいきます。

普通交付税、人口減少に伴って令和3年度の交付税額が急激な人口の減による特例ということで、昨年よりも1億6,000万円強多く配分されておることについては承知をした上で、今後の交付額がこの急激な人口減少による特例が年々減っていくことは、これはまた承知をしております。ただ、これがどのぐらい続くのか、その辺の見込みについては分かりませんか。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

3年度は幸いにして、そういう急激補正係数ということで1億6,598万円ほど昨年と比べて起債を増加したんですけれども、令和4年以降についても急激補正係数の影響が、議員おっしゃるように年々小さくなると予想をされておりますので、再度、総務省にその算定方法の特例措置を求める意見は提出をする予定でございます。

ただ、これが何年、じゃ、そういう補正係数等々でされるかというのは情報等もございませんし、予想もちょっと今ついていないところでございます。大変申し訳ございませんけれども、今お答えするのはそのぐらいということでございますのでお願いします。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 本当に大事なお金になるというふうに思いますので、本当に大変だというふうに思いますが、最大限の努力をお願いをいたしたいというふうに思います。

今回の豪雨で村の財産もかなりなくしましたし、これから住民の皆さん方の復興に向けてのお金も、かなり高額なっていくだろうというふうに思います。そこで将来に向けて、なるだけ負担を残らないような形でやっていかないと、将来が不安でもう言うとも言わないという話になってしまうと、これ全く福祉の増進とか逆行しますので。

そこで、今後の負担率を考える上で、地方債が一番中心の係数になってくるんですね、地方債が。そこで基準財政需要見込額という、ちょっと行政用語になりますので難しいんですけども、言い換えれば今後の財政の将来の負担に対する、その負担を払い切る能力というか、そういうものになるだろうと思うんです、基準財政需要見込額というのは。負担を払える能力になるだろうと思うんです。そこでこの負担見込額について去年よりも増えています。今後はどういうふうになるのか、少しその辺が分かれば教えてください。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） 通告書をいただきましたときに、基準財政需要額ということの推移ということで、一応通告をいただきました。今おっしゃるように令和3年度には基準財政需要額が23億2,200万円ほどということでございまして、普通交付税の交付額、これからの基準財政収入額を引いて普通交付額ということになるんですけども、今後、やはり今、議員おっしゃるように公の施設等々のいろんな復興に関する事業、いろいろ出てまいります。

地方債を今、交付しておりますけれども、借金ではございますので、先ほど村長の答弁にもありましたように、地方債の活用については交付税措置があるものを、やはり将来過度に残さないよというところで心がけてまいりたいということで答弁をいたしました。

この基準財政需要額についても今後、どのような需要額がというのはなかなか想定をまだしておきませんので、ちょっとお答はできませんけども、そういうように財源確保については十分将来に残さないといえますか、将来に過度に残さないようには努めてまいりたいと思っておりますので、大変申し訳ございません、基準財政需要額の今後の相違といえますか、推移については今のところ分からない状況でございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 先ほど申し上げましたように将来負担額というのは、当然、膨らんでくると思います。それと、村の標準財政規模、これも当然、膨らんでくると思います両方も。それを支払う能力は、じゃ、どこにあるかという、いわゆる基金とさっき言いましたように基準財政需要額これが中心になって、返せる能力がそのどのだけあるのかということになります。

当然、将来負担額は増えます。当然、財政規模も増えるというふうに思いますが、その財政規模は本当に増えますか。いわゆる普通交付税が増えますよね。当然その部分は財政規模も膨らんで増えます。だから財政規模も増えると、負担額も増えると。あとは基金も昨年よりも増えましたんで、これは一定の安心はあるんですけども、問題は先ほど言いました基準財政需要額、見込額これがどういうふうになるのかが一番なんですよ。

ですからこれは地方債によって係数を掛けます、地方債に。ですから地方債が増えるとこれまたちょっと厳しくなるということになりますので、そこ辺の財政のこれからの運用はしっかり、その都度、その都度やっぱりしっかり見ながらしていかなければならないというふうに思います。

そこでもう最後になります。まだまだこれから復興に向けての取組は本当にやっと歩み始めたばかりです。ですから、村民の代表である松谷浩一、そして執行部のトップである政治家としての松谷浩一、これからは本当にしっかりと前を見て、村民のために精一杯頑張ってくださいをお願いをして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君の質問が終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（多武 義治君） それでは休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第2. 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、議案第50号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

ご審議を願います。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があり、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、原案のとおり決定されました。

日程第3. 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、議案第51号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。9番、田代利一君。

○議員（9番 田代 利一君） この前ちょっと幾らか説明いただきましたけれども、もう少し概要の説明をお願いしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されましたので、それに伴う条例の制定ということで、これまでは市あたりでは公費負担に関することをやっておりましたが、その市に、今度、町村もということで、今回制定をするところでございます。

今、ありましたように町村議会議員あるいは町村長の選挙におけるときに選挙公平の対象とするということで、選挙運動上の自動車、選挙カーといいますか、それとビラの作成、それと配布、それとポスターの作成ということで、全協のときにお配りをしておりますそれぞれの限度額ということでございますので、この限度額についてお支払いをするということでございます。ただ、これは候補者の皆様方にお支払いをするのではなくて、ポスターならポスターを作りました。会社から請求が上がってくると思いますので、そこについてうちのほうから負担をするということのようになっております。

来年の村議会議員選挙がございまして、それから適用ということになりますので、また候補

者説明会等々につきましても、詳しくそれぞれご説明をさせていただきたいと思っておりますので、この前も全協のときも大まかな資料といえますか、なにかほかにもあったときには候補者の皆さん方にお知らせをしたいなと思っておりますので、今後、供託金、この公費を見る部分もできましたので、それから今度は供託金15万円を一応、候補者の皆様が納めていただくということになりますので、その点が変わったということでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。1番、板崎壽一君。

○議員（1番 板崎 壽一君） お尋ねします。投票場の場所は今度どんなふうになりますか。もうすぐ来年からなりますが、錦のほうにも仮設はまだあります。そういうふうな関係上どんなふうになっているのかをお聞きします。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） すみません。ちょっと資料を持ってきておりませんが、今までは15投票で大槻につきましては、こちらのほうから出向いて期日前投票ということで14でございました。今度は5投票場になりますので、これにつきましては村民の方がどこの投票場でも投票できます。さくらドームそれと一勝地です。それと三ヶ浦です。それと高沢、神瀬で5になりました。それで今までありました内布だったり、立野だったり、岳本だったり、大無田とかそういう15が5に編成をされるということになります。

配置されるところが、ちょっと私が思いつくところが中園だったり、そういう15を5に編成するということでございますけれども、投票券を持っておられる方はどこでも投票できるということでございますし、仮設におられる方につきましては移動投票所っていいですか、みんなの家等々をお借りをして、そこで、日にちを決めて期日前投票をしていただくとか、そういう移動車、そういう山間地のところには行くように、選挙管理委員会の中で協議を今、しているところでございます。すみません、思いつくところがそんなところでございますので、すみません。

○議長（多武 義治君） 錦はどうされますかと聞いておられる。

○総務課長（永椎樹一郎君） 錦については、先ほど言いました仮設団地のみんなの家をお借りしまして期日前投票を行うということでございます。日にちを決めて、それにできなかった方は桜ドームに来られてもかまわないということでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があつており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、原案のとおり決定されました。

日程第4. 議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に日程第4、議案第52号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 再度ご説明をお願いいたします。

○議長（多武 義治君） 税務住民課長、境目昭博君。

○税務住民課長（境目 昭博君） ご説明を申し上げます。

まず、改正の理由につきましてですけれども、これにつきましてはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりますところの行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですけれども、この一部改正を受けて条例を改正するところでございます。

内容につきましては、番号法におきまして個人番号カードの交付につきましては、市区町村の事務であります。番号法の総務省令の規定によりまして、その事務は地方公共団体システム機構、いわゆるJ-LISというところですが、ここに委任をしているところでございます。

この交付事務のうち初回の交付手数料等につきましては、国庫補助の対象経費になっておりまして無料で交付されておるところですけれども、再交付、これが発行主体の誤りによりましてICチップが破損するなどして、再交付をしなければならないというような場合等を除きまして、国庫補助の対象外となっております。

この手数料が個人負担となっておりますけれども、これをこれまで条例のほうで手数料としてかけておったところです。それが今度の改正によりまして、この税率、機構のほうで直接、この手数料を収納できるということになりました関係で、村の条例から削除するものでございます。

なお、事務につきましてはこれまでどおり再交付の手続きにつきましては、市町村の窓口で行うこととなっております。その際、手数料等は窓口でいただくわけですが、この分については一般会計ではなく歳計外現金会計という形で徴収するということになっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 手数料につきましては理解できました。ここにあります個人番号

カードというふうにございまして、これはコンビニでも使えるように、なんていいですか、すみません、私の全員協議会のときに総務課長のほうから何かそんな話があったような気がしたんですが、違っていましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 税務住民課長。

○税務住民課長（境目 昭博君） 全協のときには私も同席しておりました。その際に、コンビニで使えると総務課長が話しておりましたのは、税の納付とか手数料の納付等についてのお話だったかと思います。今、嶽本議員がおっしゃいますところの個人番号カードを使ってコンビニでというのは、住民票の写しとかの交付については全国的に導入が進められておるところでございます。

ただし、これに伴います導入経費あるいは運用経費等については高額であることから、今のところまだコンビニ交付等を行っている自治体は都市部とかある程度大きなまちとかそういったところが多いようでございます。

球磨村としましても、一応経費等の算定をして、それが費用対効果があるというようなことがあれば、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（多武 義治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決をいたします。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、原案のとおり決定されました。

日程第5 議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 最後に、日程第5、議案第53号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ご審議願います。何かありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決いたします。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、原案のとおり決定されました。

○議長（多武 義治君） 以上で、本日予定しました日程は全部終了しましたので、本日の会議を閉じます。

お諮りします。本日の会議はこれで散会することに決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時18分散会
